

甲 第 106 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和25年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第26条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

附則第3条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第9条の2の2中第6項を第9項とし、第5項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の2の2に次の1項を加える。

10 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第17条の4を次のように改める。

第17条の4 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第24条第2項にただし書を加える改正規定及び第26条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成28年1月1日

(2) 第15条第2項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第17条の4の改正規定並びに附則第5項及び第10項から第23項までの規定 平成28年4月1日

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第24条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第15条第2項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

6 新条例附則第9条の2の2第5項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平

成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新条例附則第 9 条の 2 の 2 第 6 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 30 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新条例附則第 9 条の 2 の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 31 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 新条例附則第 9 条の 2 の 2 第 10 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される新法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

10 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった改正前の附則第 17 条の 4 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ 3 級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

11 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第 73 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 4,000 円

12 前項の規定の適用がある場合における新条例第 76 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第76条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第76条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第76条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第76条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

13 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第70条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理す

る営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

14 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

15 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

16 附則第13項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第11条、第76条第4項及び第5項、第77条の2の2並びに第77条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第76条第1項若しくは第2項	岡山市市税条例の一部を改正する条例(平成27年市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。)附則第15項
第11条第2号	第76条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第14項
第11条第3号	第29条の8第1項の申告書(法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。)、第76条第1項若しくは第2項の申告書、第112条第1項の申	平成27年改正条例附則第15項の納期限

	告書又は第127条の3第1項の申告書でその提出期限	
第76条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第76条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項
第77条の2の2	第76条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第14項
	当該各項	同項
第77条の3第2項	第76条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第15項

17 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第13項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第77条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第76条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

18 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙

巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし，当該市たばこ税の税率は，1，000 本につき 430 円とする。

19 附則第 14 項から第 17 項までの規定は，前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 14 項	前項	附則第 18 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
附則第 15 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
附則第 16 項の表以外の部分	附則第 13 項	附則第 18 項
	から前項まで	，附則第 14 項及び前項
附則第 16 項の表第 1 条の項	附則第 15 項	附則第 19 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 1 条第 2 号の項	附則第 14 項	附則第 19 項において準用する附則第 14 項
附則第 16 項の表第 1 条第 3 号の項	附則第 15 項	附則第 19 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 7 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
附則第 16 項の表第 7 条第 5 項の項	附則第 15 項	附則第 19 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 7 条の 2 の 2 の項	附則第 14 項	附則第 19 項において準用する附則第 14 項

附則第16項の表第7 7条の3第2項の項	附則第15項	附則第19項において準用 する附則第15項
附則第17項	附則第13項	附則第18項

20 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

21 附則第14項から第17項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第14項	前項	附則第20項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
附則第15項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
附則第16項の表以外の部分	附則第13項	附則第20項
	から前項まで	、附則第14項及び前項
附則第16項の表第1 1条の項	附則第15項	附則第21項において準用 する附則第15項
附則第16項の表第1	附則第14項	附則第21項において準用

1 条第 2 号の項		する附則第 1 4 項
附則第 1 6 項の表第 1 1 条第 3 号の項	附則第 1 5 項	附則第 2 1 項において準用 する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 7 6 条第 4 項の項	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 2 項にお いて準用する同条第 4 項
附則第 1 6 項の表第 7 6 条第 5 項の項	附則第 1 5 項	附則第 2 1 項において準用 する附則第 1 5 項
附則第 1 6 項の表第 7 7 条の 2 の 2 の項	附則第 1 4 項	附則第 2 1 項において準用 する附則第 1 4 項
附則第 1 6 項の表第 7 7 条の 3 第 2 項の項	附則第 1 5 項	附則第 2 1 項において準用 する附則第 1 5 項
附則第 1 7 項	附則第 1 3 項	附則第 2 0 項

2 2 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

2 3 附則第 1 4 項から第 1 7 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第 1 4 項	前項	附則第 2 2 項
-----------	----	-----------

	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 31 年 4 月 30 日
附則第 15 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 31 年 9 月 30 日
附則第 16 項の表以外の部分	附則第 13 項から前項まで	附則第 22 項，附則第 14 項及び前項
附則第 16 項の表第 1 条の項	附則第 15 項	附則第 23 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 1 条第 2 号の項	附則第 14 項	附則第 23 項において準用する附則第 14 項
附則第 16 項の表第 1 条第 3 号の項	附則第 15 項	附則第 23 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 7 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
附則第 16 項の表第 7 条第 5 項の項	附則第 15 項	附則第 23 項において準用する附則第 15 項
附則第 16 項の表第 7 条の 2 の 2 の項	附則第 14 項	附則第 23 項において準用する附則第 14 項
附則第 16 項の表第 7 条の 3 第 2 項の項	附則第 15 項	附則第 23 項において準用する附則第 15 項
附則第 17 項	附則第 13 項	附則第 22 項

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税等に係る課税標準の特例措置、紙巻たばこ 3 級品に係る市たばこ税の税率の見直しその他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市計量検査事務条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市計量検査事務条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市計量検査事務条例の一部を改正する条例

岡山市計量検査事務条例（平成12年市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「。以下「検定検査規則」という。」を削り、「第214条において準用する第208条」を「第214条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定計量器検定検査規則の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例の制定について

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ペット霊園等の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 犬、猫その他の愛玩用に飼育される動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) 墳墓 ペットの死体を土中に葬り、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。
- (3) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。
- (4) 火葬施設 ペットの死体を火葬する設備（以下「火葬設備」という。）を有する施設をいう。
- (5) ペット霊園 墳墓、納骨堂若しくは火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。
- (6) ペット霊園設置者 第4条第1項の許可を受けてペット霊園を設置する者をいう。
- (7) 火葬車両 火葬設備を搭載した車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）をいう。
- (8) 火葬車両営業者 第4条第4項の許可を受けて業として火葬車両を使用してペット

の死体を火葬する者をいう。

(9) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア ペット霊園を設置しようとする土地（以下「ペット霊園の計画地」という。）又は火葬車両を使用してペットの死体を反復継続して火葬しようとする特定の場所（以下「火葬車両反復利用予定地」という。）に隣接する土地の所有者

イ ペット霊園の計画地の区域から100メートル（納骨堂のみである場合にあっては50メートル、火葬施設を有する場合にあっては200メートル）以内又は火葬車両反復利用予定地から200メートル以内に存する建物の所有者又は管理者及び居住者

ウ ペット霊園の計画地又は火葬車両反復利用予定地が属する町内会その他これに類する団体と市長が認めるもの

（設置者等の責務）

第3条 ペット霊園設置者は、当該ペット霊園の設置及び管理に際して、周辺的生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

2 火葬車両営業者は、ペットの死体の火葬に際して、周辺的生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。

（設置等の許可）

第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。当該許可を受けたペット霊園の区域の変更（縮小を除く。）、区域内に墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の新たな設置又は火葬設備の増設をしようとする場合も、同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) ペット霊園の名称

(2) ペット霊園の設置場所

(3) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）

(2) ペット霊園の計画地付近の見取図

(3) その他規則で定める書類

4 市内において業として火葬車両によりペットの死体を火葬しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、その許可を受けなければならない。火葬車両を新たに導入（火葬車両の台数を増やす場合を含む。）しようとする場合又は火葬車両を使用してペットの死体を反復継続して火葬する特定の場所（以下「火葬車両反復利用地」という。）の新たな設置若しくは区域の変更（縮小を除く。）をしようとする場合も、同様とする。

5 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 自動車登録番号又は車両番号

(2) 火葬車両の保管場所

(3) その他規則で定める事項

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）

(2) 火葬車両の自動車検査証の写し

(3) その他規則で定める書類

（事前協議）

第5条 前条の規定による申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議において、当該申請予定者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（標識の設置）

第6条 申請予定者は、ペット霊園の計画地内又は火葬車両反復利用予定地内の外部から見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催等）

第7条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置に係る計画、火葬車両反復利用予定地の利用に係る計画等について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催が困難な場合は、戸別訪問を行うことにより説明会の開催に代えることができる。

2 申請予定者は、前項の説明会又は戸別訪問を完了したときは、遅滞なく、その概要を書面により市長に提出しなければならない。

(申請予定者の責務)

第8条 申請予定者は、前条の説明会又は戸別訪問において近隣住民等から協議の申出があった場合は、これに誠実に応じるよう努めなければならない。この場合において、申請予定者は、速やかにその協議内容を市長に報告しなければならない。

(許可の基準等)

第9条 市長は、第4条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請が第5条から前条までの規定による手続を経たものであるとともに、当該ペット霊園が次条、第11条及び第13条に規定する基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしてはならない。

2 前項の規定は、第4条第4項の許可の申請があった場合に準用する。この場合において、前項中「当該ペット霊園」とあるのは「当該火葬車両営業者」と、「次条、第11条及び第13条」とあるのは「第12条及び第13条」と読み替えるものとする。

3 前2項の場合には、市長は、当該申請をした者に対し、許可の決定をしたときは許可書を交付し、不許可の決定をしたときは書面でその旨を通知しなければならない。

(ペット霊園等の設置場所の基準)

第10条 ペット霊園（火葬施設を有する場合を除く。以下この条において同じ。）の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園、学校、官公署及び住宅の敷地から100メートル（納骨堂のみである場合にあっては50メートル）以上離れていること。ただし、当該ペット霊園の設置が公共の福祉に反しないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 申請予定者が所有する土地であること。

(3) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。

第11条 ペット霊園（火葬施設を有する場合に限る。以下この条において同じ。）の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園、学校、官公署及び住宅の敷地から200メートル以上離れていること。ただし、当該ペット霊園の設置が公共の福祉に反しないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 申請予定者が所有する土地であること。

(3) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。

第12条 火葬車両反復利用地の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公園、学校、官公署及び住宅の敷地から200メートル以上離れていること。ただし、当該火葬車両反復利用地の設置が公共の福祉に反しないと認められる特別の事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 申請予定者が所有する土地その他の使用する権原を有する土地であること。

(3) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生上支障がないこと。

（構造設備等の基準）

第13条 ペット霊園及び火葬車両の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が市民の生活環境の保全上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 墳墓、納骨堂、火葬施設及び火葬車両は、規則で定める構造であること。

(2) ペット霊園の周囲は、障壁又は樹木で外部と明確に区分すること。

(3) ペット霊園の区域内に、必要に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯その他の施設を設けること。

（工事着手届）

第14条 ペット霊園を設置しようとする者が第4条第1項の許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

（工事完了届及び中止届）

第15条 ペット霊園を設置しようとする者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに当該工事の届出内容が第13条に掲げる基準に適合しているかどうかについて検査し、当該基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。
- 3 ペット霊園を設置しようとする者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、ペット霊園（第4条第1項後段に規定する事項に関する工事の場合にあっては、当該工事に係る部分）を使用してはならない。
- 4 ペット霊園を設置しようとする者は、当該ペット霊園の設置に係る計画及び工事を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（管理）

第16条 ペット霊園設置者及び火葬車両営業者は、第13条に掲げる基準に適合するようペット霊園及び火葬車両の管理を行わなければならない。

- 2 ペット霊園設置者は、次に掲げる基準に適合するようペット霊園の管理を行わなければならない。
 - (1) ペット霊園及びその周辺を清潔に保持すること。
 - (2) ペット霊園内の施設が破損したときは、直ちに修理すること。
 - (3) ペット霊園の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。
- 3 火葬車両営業者は、次に掲げる基準に適合するよう火葬車両の管理を行わなければならない。
 - (1) 火葬車両を清潔に保持すること。
 - (2) 火葬車両が破損したときは、直ちに修理すること。
 - (3) 火葬車両の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。

（地位の承継）

第17条 ペット霊園設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該ペット霊園設置者の地位を承継するものとする。

- 2 ペット霊園設置者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割（当該ペット霊園の事業を承継させるものに限る。）により当該事業の全てを承継した法人は、ペット霊園設置者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定によりペット霊園設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前3項の規定は、火葬車両営業者について準用する。

(変更の届出)

第18条 ペット霊園設置者は、第4条第1項後段の規定に該当する場合を除き、同項の許可を受けた事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 火葬車両営業者は、第4条第4項後段の規定に該当する場合を除き、同項の許可を受けた事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第19条 ペット霊園設置者は、ペット霊園を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 火葬車両営業者は、火葬車両の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(火葬車両により火葬する場所)

第20条 火葬車両営業者がペットの死体を火葬する場合は、現に人が居住する住宅との距離が200メートル以上の場所で火葬しなければならない(当該住宅の所有者又は管理者及び居住者の同意がある場合を除く。)

(報告及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者に対し、管理の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にペット霊園又は火葬車両営業者の事務所に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第22条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が第16条又は第20条の規定に違反したときは、当該ペット霊園設置者又は火葬車両営業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けたペット霊園設置者又は火葬車両営業者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(許可の取消し)

第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項又は第4項の許可を受けた者
- (2) 前条の規定による命令に従わない者

(使用禁止命令)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部若しくは一部又は火葬車両の使用の禁止を命ずることができる。

- (1) この条例の手續によらず無断で、ペット霊園を設置若しくは変更した者又は火葬車両を使用してペットの死体を火葬した者
- (2) 前条の規定により許可を取り消された者

(公表)

第26条 市長は、第23条又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を当該ペット霊園設置者又は火葬車両営業者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

(既存ペット霊園の特例)

2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者（以下「既存ペット霊園設置者」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から6月間は、第4条第1項の許可を受けないで、引き続き当該ペット霊園を設置することができる。ただし、施行日以後に当該ペット霊園の区域の変更（縮小を除く。）、区域内に墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の新たな設置又は火葬設備の増設をしようとする場合は、この限りでない。

3 既存ペット霊園設置者は、前項に規定する期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存ペット霊園設置者をペット霊園設置者とみなし、引き続き当該ペット霊園を使用することができる。この場合においては、第4条第1項前段、第5条から第11条まで、第13条から第15条まで及び第16条第1項の規定は、適用しない。

(既存火葬車両営業者の特例)

4 この条例の施行の際現に市内において業として火葬車両を使用してペットの死体を火葬している者（以下「既存火葬車両営業者」という。）は、施行日から6月間は、第4条第4項の許可を受けないで、引き続き当該火葬車両を使用して、ペットの死体を火葬することができる。ただし、施行日以後に当該火葬車両以外の火葬車両を導入しようとする場合、火葬車両反復利用地を新たに設置する場合又はこの条例の施行の際現に使用している火葬車両反復利用地（以下「既存火葬車両反復利用地」という。）の区域の変更（縮小を除く。）をしようとする場合は、この限りでない。

5 既存火葬車両営業者は、前項に規定する期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存火葬車両営業者を火葬車両営業者とみなし、引き続き当該火葬車両を使用してペットの死体を火葬することができる。この場合においては、第4条第4項前段、第5条から第9条まで、第12条、第13条、第16条第1項及び第20

条（既存火葬車両反復利用地においてペットの死体を火葬する場合に限る。）の規定は、適用しない。

提案理由

ペット霊園等の設置及び管理が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市文化奨励賞選考委員会設置条例の制定について

岡山市文化奨励賞選考委員会設置条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市文化奨励賞選考委員会設置条例

(設置)

第1条 岡山市文化奨励賞の受賞者を選考するため、岡山市文化奨励賞選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、岡山市文化奨励賞の受賞者の選考について、市長の諮問に応じ審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学術又は芸術の分野の学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市文化奨励賞選考委員会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を改正する条例

第1条 岡山市休日夜間急患診療所条例（昭和55年市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「岡山市北区東中央町3番14号」を「岡山市北区天瀬6番10号」に改める。

第2条 岡山市休日夜間急患診療所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中「岡山市北区天瀬6番10号」を「岡山市北区東中央町3番14号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

提案理由

岡山市休日夜間急患診療所の改修工事に伴い、その位置を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 111 号 議 案

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月10日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第7項において同じ。）又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。同項において同じ。））」を「指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）），指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サ

ービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）」に改め，同条第7項中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム（次項及び第24条第3項において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。））」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め，同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改め，同条第3項中「前2項の規定にかかわらず，生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護，指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって，第14条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の岡山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は，平成27年4月1日から適用する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 112 号 議 案

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 113 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9
6号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の規定は，平成27年4月1日から適用する。

提案理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるた
め，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 114 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項，第31条第3項，第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「，看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行し，改正後の岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は，平成27年4月1日から適用する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 115 号 議 案

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第28条第2項第1号並びに附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ（1）」を「及び第28条第2項第1号」に改め、同条第2項中「第28条第2項第3号」を「第28条第2項第2号及び第3号並びに第30条第2項第2号並びに支援法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ（1）及び同号ロ（1）並びに同項第3号イ（1）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1備考2の規定は、当該支給認定子どもの支給認定区分が2号認定の場合はこれを適用せず、別表第2備考3の規定を適用するものとする。

第3条第3項中「第28条第2項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで並びに附則第9条第1項第2号ロ（1）及び第3号イ（1）」を「第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号及び第3号」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 特定保育所に係る利用者負担額は、毎月末日（12月にあつては、25日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、その日が岡山市の休日を定める条例（平成

元年市条例第44号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日を納期限とする。

第7条中「施行に」の次に「関し」を加える。

別表第1中「による被保護世帯(単給世帯を含む。)」を「第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)」に、「前年度分の市町村民税」を「当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)」に、「77,100円以下」を「77,101円未満」に、「211,200円以下」を「211,201円未満」に改め、同表備考1中「及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」を「第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」に改め、同表備考2中「満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どものうち年齢の高い順から数えて2人目以降の子どもが、幼稚園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部又は認定こども園を利用している場合、当該子ども」を「小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども又は保育所、幼稚園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部、認定こども園、家庭的保育事業等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用し、若しくは同法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所している小学校就学前子どもが2人以上いる場合において、それらの子どものうち年齢の高い順から数えて2人目以降の子どもが1号認定を受けているときは、当該支給認定子ども」に改め、同表備考2第1号中「この表の額」の次に「に備考3及び備考4の規定を適用して得た額」を加え、同表備考3第1号中「女子又は男子」を「者」に、「支給認定子ども」を「児童」に改め、同表備考3第2号中「次に掲げる児(者)」の次に「(障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。)」を加え、同号ア中「第15条に定める」を「第15

条第4項の規定により」に改め、同号イ中「に定める」を「の規定により」に改め、同号ウ中「第45条に定める」を「第45条第2項の規定により」に改め、同号エ中「支給対象児」を「支給対象児童」に改め、同号オ中「障害基礎年金等の受給者」を「障害基礎年金の受給者その他適当な者」に改め、同表備考3第3号中「に定める要保護者等特に」を「第6条第2項に規定する要保護者と同程度又は準ずる程度に」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 支給認定保護者が養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。備考5において同じ。）である場合は、B階層世帯とみなす。
- 5 備考4の規定にかかわらず、支給認定保護者が養育里親等であって、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者である場合は、A階層世帯とみなす。

別表第2中「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）」を「被保護世帯」に、「前年度分」を「当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分）」に改め、同表備考2中「及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」を「第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」に改め、同表備考3中「地域型保育事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）」、児童福祉法」に、「第7条第1項」を「第43条の2」に改め、同表備考3第1号中「この表の額」の次に「に備考4の規定を適用して得た額」を加え、同表備考4第1号中「女子又は男子」を「者」に、「支給認定子ども」を「児童」に改め、同表備考4第2号中「次に掲げる児（者）」の次に「（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないものに限る。）」を加え、同号ア中「第15条に定める」を

「第15条第4項の規定により」に改め、同号イ中「に定める」を「の規定により」に改め、同号ウ中「第45条に定める」を「第45条第2項の規定により」に改め、同号エ中「支給対象児」を「支給対象児童」に改め、同号オ中「障害基礎年金等の受給者」を「障害基礎年金の受給者その他適当な者」に改め、同表備考4第3号中「に定める要保護者等特に」を「第6条第2項に規定する要保護者と同程度又は準ずる程度に」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 支給認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である場合は、A階層世帯とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項から第3項まで及び第4条第2項並びに別表第1（備考1を除く。）及び別表第2（備考2を除く。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

提案理由

子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 116 号 議 案

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3無料自転車等駐車場の表小松橋バス停（一宮）自転車等駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

小松橋バス停（一宮）自転車等駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 117 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕という。）」の次に「、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」を加える。

第2条中「法、」を「法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律、」に、「次条から第13条まで」を「次条から第12条まで」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第7条の3」の次に「及び法第18条第19項」を加え、同条を第7条とする。

第9条中「法に」を「法及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律に」に改め、同条第1号中「及び法第18条第22項（）」を「若しくは第2号又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（これらの規定を）」に、「承認」を「認定」に改め、同条第24号中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同条第25号中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め、同条第26号中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(55) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 160,000円

第9条を第8条とする。

第10条中「第12条第7項」を「第12条第8項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第1項第2号中「適合証」の次に「及び設計住宅性能評価書」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい、当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の項目となる部分に適合していることを証するものに限る。次号において同じ。）の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 15,800円

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

(ア) 500平方メートル以内のもの 58,400円

(イ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,300円

(ロ) 1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの 177,800円

(ハ) 3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 300,900円

(ニ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 466,600円

(ホ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの 844,000円

(キ) 20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 1,154,500円

(ク) 30,000平方メートルを超えるもの 1,396,700円

第12条第2項中「,第4条又は第5条」を「又は第4条」に改め、同条第3項第1号中「をいう。）」の次に「及び設計住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいい、当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。次号において同じ。）の写し」を加え、同号イ中「第1項第2号イ」を「第1項第3号イ」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出がある場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅 7,900円

イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、第1項第2号イにそれぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）

第12条第4項中「,第4条又は第5条」を「又は第4条」に改め、同条を第11条とする。

第13条第2項及び第4項中「,第4条又は第5条」を「又は第4条」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「及び第5条から第9条まで」を「から第8条まで」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山市建築関係事務手数料条例の規定は、同日以後の申請に係るものについて適用する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、構造計算適合性判定手数料を廃止する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 118 号 議 案

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岡山市建築基準法施行条例（平成12年市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「改築」の次に「，移転」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い，所要の措置を講ずるため，本条例の一部を改正しようとするものである。